

一般事業主行動計画

策定日 平成 30 年 1 月 20 日

次世代の育成、子育て支援のため、当法人の職員が仕事と育児を両立でき、働きやすい環境の整備を進めるため、次のように行動計画を策定します。

記

1、計画期間 平成 30 年 1 月 20 日 から 平成 33 年 3 月 31 日 まで

2、内 容

目標① 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、制度の周知や情報提供及び相談体制の整備を実施する。

平成 30 年 1 月～ 社内で制度の設計、整備、周知をする。
平成 30 年 4 月～ 制度の運用や利用状況の把握、検証を実施
平成 31 年 4 月～ 改善点の検証、計画の改善点の検討、変更した計画の策定
平成 32 年 4 月～ 次回計画の策定準備をすすめる。

目標② 男性労働者の育児休業、子育て目的の休暇等の制度周知と利用を促進する。

平成 30 年 1 月～ 社内で制度の周知、告知する。
平成 30 年 4 月～ 利用状況の把握、仕事の分担状況等の検証を実施
平成 31 年 4 月～ 改善点の検証、計画の改善点の検討、変更した計画の策定
平成 32 年 4 月～ 検討結果をふまえ、次回計画の策定をすすめる。

目標③ 育児休業を取得しやすくし、育児休業に関する規定の(再度の)整備・規定の見直しを実施、職場復帰しやすい環境を整備する。

平成 30 年 1 月～ 社内で制度の設計、改定等の検討、周知、告知などを行う。
平成 30 年 4 月～ 利用状況の把握、仕事の分担状況等の検証、規定の改定の実施
平成 31 年 4 月～ 改善点の検証、計画の改善点の検討、変更した計画の策定
平成 32 年 4 月～ 検討結果をふまえ、次回計画の策定をすすめる。

目標④ 育児・介護休業法、雇用保険法、労働基準法等の関係法令の理解を深める

平成 30 年 10 月～ 社内で周知をして法令や制度(育児・介護休業、育児休業給付、有給休暇等)の理解をする。
平成 30 年 1 月～ 実際の利用や給付の申請状況を把握し、検証を実施
平成 31 年 1 月～ 改善点、変更計画の検討と、更なる制度利用促進のため理解を深める。
平成 32 年 4 月～ 検討結果をふまえ、次回計画の策定をすすめる。

以 上